

すべての
妊婦さんを
応援する

“妊婦のための支援給付” のご案内

すべての妊婦さんに安心して出産・子育てしてほしい…そんな思いを実現するため、妊婦さんへ「支援給付」を行っていること、ご存じですか？ 各市区町村の相談窓口では、給付の仕組みはもちろん、保健師等が妊娠・出産に関する疑問や不安に丁寧にお応えします。ぜひお気軽にお問い合わせください。

対象者（※1）

妊娠している方

支給額（現金での給付）

妊婦給付認定後

5万円

妊娠している
こどもの人数の届出後

妊娠
している こどもの人数×5万円

給付と面談をセットで実施

1 まずは市区町村の 相談窓口へ

窓口で給付の申請をしてください。その際、妊娠・出産の不安や困りごとの相談が可能です。



2 伴走型で 相談支援します

出産前はもちろん、出産後も。相談を通じて、利用できる制度やサービスをご紹介します。

3 妊娠 8 か月頃にアンケートハガキを送付します。QRコードから、必ずご回答ください。



妊娠とは

この制度では、「医療機関により胎児心拍」が確認できたことをもって妊婦給付認定にかかる「妊娠」と定義していますので、胎児心拍確認後に、住民票のある市区町村に申請を行うことができます。

潮来市の 申請時期

- ① 妊婦給付認定申請…妊娠届出時（給付金申請には医療機関での胎児心拍確認が必須）
- ② 胎児の数の届出…出産後、生後 2 か月頃、赤ちゃん訪問にて申請書を記入

（※1）流産・死産等の場合も支給の対象になります。その場合は、流産等をしたことが医療機関等において確認された日以降に届け出ることができます。

【申請・お問合せ】 潮来市こども家庭センター（かすみ保健福祉センター内）

TEL:0299-94-3031 または 0299-64-5240

メール: kenkou@city.itako.lg.jp

※万が一、流産・死産、人工中絶等された場合には、必ず潮来市こども家庭センターにご連絡（右に記載の QR コード または お電話）いただきますようお願いいたします。

ご連絡をいただいた後に「胎児の数の届出書」を送付します。返信用封筒もしくは来所にてご提出ください。また、妊婦健診受診状況が確認できない等、妊娠の継続について確認ができなかった場合には、こども家庭センターから電話連絡をすることがあります。

〔妊婦給付金報告用 QR〕

